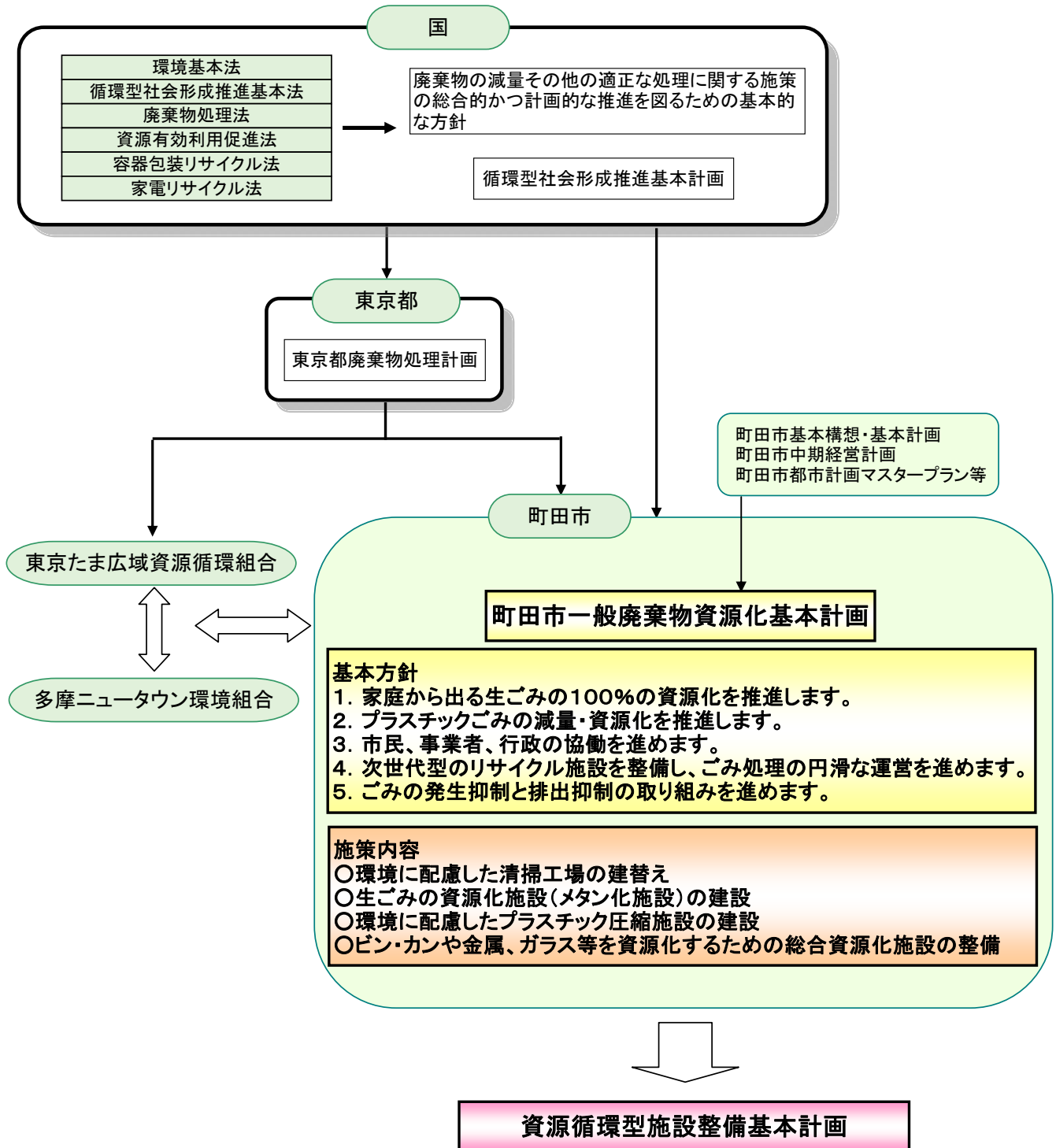


資源循環型施設整備基本計画の位置づけ

一般廃棄物の処理に関する計画(本市では一般廃棄物資源化基本計画)は、廃棄物処理法第6条第1項で市町村の廃棄物処理に係る長期計画を定めることが義務づけられている。この計画は、国、東京都、町田市の上位計画との整合を図り、町田市の今後のごみ処理、資源化の在り方について定めたもので、その位置づけは、下記のとおりである。



一般廃棄物資源化基本計画で示された基本方針を具体化するために、今回、2年間をかけて学識経験者・市民・事業者と共に資源循環型施設整備基本計画を策定する。